

タクシー・ハイヤー運転者に関する 労働基準法及び改善基準告示の改正について

令和6年6月27日

タクシー・ハイヤー運転者の働き方改革に関する説明会

北海道労働局

稚内労働基準監督署

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 働き方改革に関する法改正
2. 改善基準告示について
3. 改正の背景について
4. 改正の内容について

時間外労働の上限を設けた理由

働き方改革関連法は、5年をかけて全面施行されました。その目的は？

働き方改革の目的

成長と分配の好循環を構築し、一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすること。

そこで、働く方々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できるよう、国が法制度を整える。

働き方改革関連法

- 時間外労働の上限規制
- 労働者の健康管理に関する義務の拡充
- 年次有給休暇の年5日取得の義務化
- 同一労働同一賃金

長時間労働は健康の確保や仕事と家庭の両立（ワークライフバランス）を困難にするため、国として上限を設ける。

など

2

自動車運転者における時間外労働の上限規制

令和6年（2024年）4月1日から全面適用されました。

原則 （新設）

月45時間、年360時間（1年単位の変形労働時間制を採用する労働者は、月42時間、年320時間）

特別条項 （新設）

臨時的な特別な事情があつて労使が合意する場合（特別条項）であつても、以下の上限を超える時間外労働はできません。

- 時間外労働が年960時間以内
- 限度時間（※原則の時間）を超えて労働させる場合における、労働者代表との手続きを決めること
- 限度時間（※原則の時間）を超えて労働させる労働者における健康・福祉確保措置を決めること

労働させる本人との手続きではないので注意！

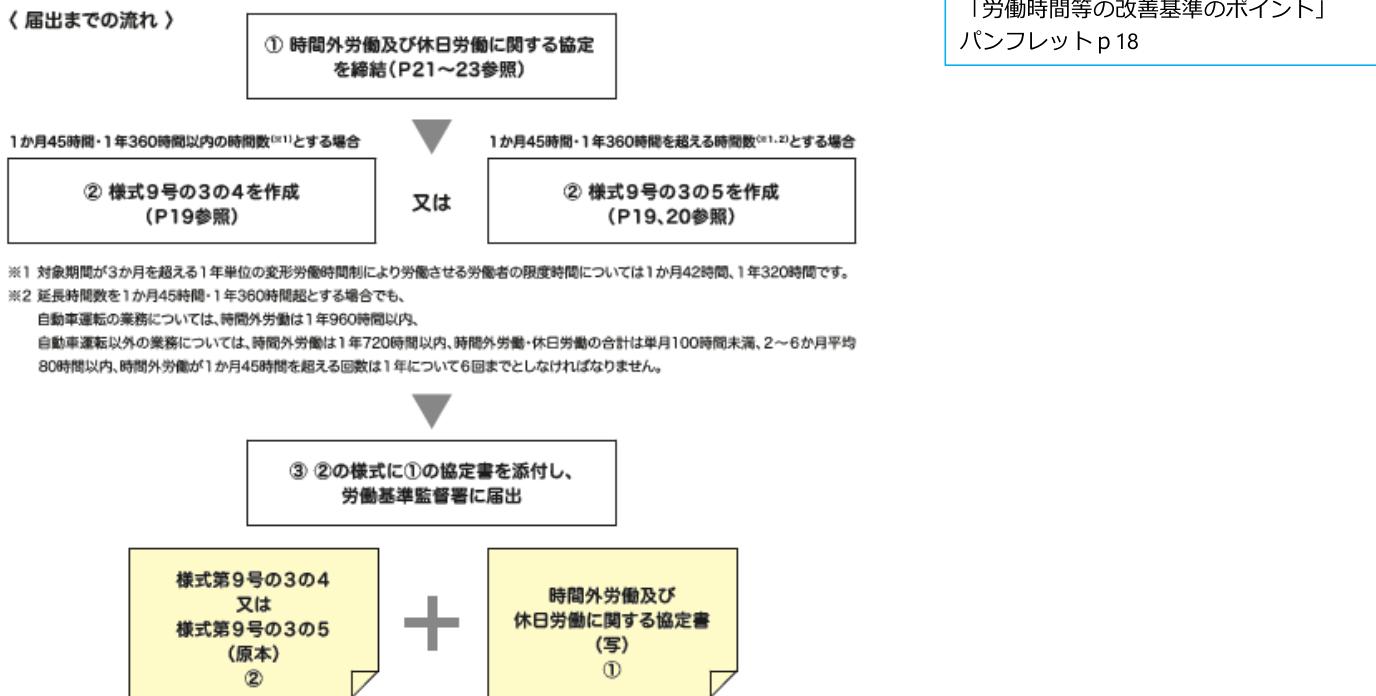
休日 （改善基準告示第2条第4条、従来と変更なし）

- 休日労働の回数は2週について1回が限度

3

時間外労働及び休日労働に関する協定①（36協定の届出）

自動車運転の業務について、令和6年4月1日から時間外労働の上限規制（1年960時間）が適用されることに伴い、36協定届の様式が改正されました。以下の流れを参考に、36協定の内容に合った様式で届出を行ってください。



- ・控え(写)が必要な場合は、2部を労働基準監督署までお持ちください。受付印を押印し、1部を控えとして返戻します。
- ・36協定は、常時各作業場の見やすい場所へ掲示する等の方法によって、労働者に周知してください。

時間外労働及び休日労働に関する協定②（36協定様式（自動車運転者））

注：運行管理者、事務員などをまとめて1枚の協定届にすることも可能です。

時間外労働及び休日労働に関する協定届(例)(様式9号の3の4)(限度時間を超えない場合)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間	
一般利用客自転車運送事業（タクシー）		〇〇タクシー株式会社 〇〇支店		(〒 〇〇〇 — 〇〇〇〇) 〇〇市〇〇町1-2-3 (電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)		〇〇〇〇年4月1日 から1年間	
						延長することができる時間数	
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的な由		業務の種類	労働者数 (被雇用者) (以上の人)	所定労働時間 (1日) (往復)	1日	1ヶ月 (例については正規賃主で、空については42時間まで) 法定労働時間を超える時間数 (往復)
	別添協定書記載のとおり		自動車運転者 (タクシー)	20人	7.5時間	5時間	5.5時間
	① 下記に該当しない労働者		運行受託者	3人	7.5時間	5時間	5.5時間
	同上					45時間	45時間
休日労働	別添協定書記載のとおり		自動車運転者 (タクシー)	3人	7.5時間	3時間	3.5時間
	② 1年単位の定期労働時間 により労働する労働者		運行受託者	5人	7.5時間	2時間	2.5時間
	同上					20時間	20時間
	同上					30時間	30時間
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的な由		業務の種類	労働者数 (被雇用者) (以上の人)	所定休日 (往復)	労働させることができる 休日休日の日数	労働させることができる法定 休日における5勤務及び休業の時数
	別添協定書記載のとおり		自動車運転者 (タクシー)	20人	毎週2日	法定休日のうち、 2週を経て1回	9:00~23:00
	同上		運行受託者	3人	毎週2日	法定休日のうち、 4週を経て2回	9:00~23:00
	上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月からも2箇月までを平均して80時間未満しないこと（負担率の過剰の実務に従事する労働者は除く。）					<input checked="" type="checkbox"/>	（チェックボックスに複数選択可）

謹定の成立年月日 **□□□□** 年 **3** 月 **13** 日

該社の当事者である労働組合（事業組の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名

確定の当事者（労働者の選挙権を代償する者の場合）の選出方法（投票による選出）

上記選定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記選定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数で代表する者であること。 (チェックボックスに☑を記入)
(チェックボックスに☑を記入)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして選出される投票、選手等の方針による子

であって使用者の意向に基づき選ばれました。

使用者 姓名 代表取締役
氏名 田中 大郎

「労働時間等の改善基準のポイント」
パンフレット p 19

時間外労働及び休日労働に関する協定③（特別条項（自動車運転者））

時間外労働及び休日労働に関する協定届(例)(様式9号の3の5)(限度時間を超える場合(特別条項))

時間外労働・休日労働に関する協定届(特別条項)												
協定の成し立った年月日	使用者 姓名 氏名	代表取締役 固中 丈郎	労働者 姓名 氏名	労働者数 (固中 丈郎) (以上の方)	1回 (往復)	1回月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。 ①について: 100時間未満に従事。②については 100時間未満に従事。)			1年 (時間外労働の時間数。 ①について: 2,720時間以内、②については 960時間以内に従事。)			
						派遣することができる時間数	派遣時間と超過する労働時間とを超える時間数 (往復)	派遣することができる時間数 及び付替労働時間と併用する労働時間とを超える時間数 (往復)		派遣労働時間とを超える時間数 及び付替労働時間と併用する労働時間とを超える時間数 (往復)		
① 下記以外の者	別添協定書記載のとおり	運行管理者 3人	7時間	7.5時間	4回	60時間	20時間	35%	660時間	870時間	38%	
		同上	経理事務員 8人	8時間	8.5時間	3回	85時間	65時間	35%	680時間	870時間	38%
② 自動車の運転の業務に従事する労働者	別添協定書記載のとおり	自動車運転者 (タクシードライバー) 20人	6時間	6.5時間	8回	75時間	35時間	35%	750時間	870時間	38%	
超過時間を超えて労働させる場合における手続				労働者代表者に対する事前申し入れ								
超過時間を超えて労働させる労働者に対する権限及び 権限を委託するための協議				(該当する番号) ①, ②, ③ (具体的な内容) 組織での時短対策会議の開催								
上記で定める時間数にかかるらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず。かつ2箇月から1箇月までを平均して80時間を超えないこと(自転車の運転の業務に従事する労働者は除く。)												
<input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに☑マーク)												

① 僕が今いるのは、底層階層内に時間性を帯びての底層書と、柱頭と記述時間帯を超えて時間性を帯びての底層書(以上は)の2つの範囲が必要です。1書目の範囲は、P19の範囲を参考してください。
② 間接要素をもつた世界構成で、以下はいずれかの範囲を基準として描きこむを定めてください。記述する範囲を示す。左側の具体的な範囲を示す。(範囲記述用インサート)→なぜか自分、なぜか他の人、なぜか他の世界、なぜか他の時間、なぜか他の空間、なぜか他の物語、なぜか他の物語の世界、なぜか他の物語の時間、なぜか他の物語の空間、なぜか他の物語の時間、なぜか他の物語の空間

「生産による収益増加」「生産収益(22時-5時)の収益削減」「日始から就寝までの休息時間の削減(勤務終了インバース)」「代行勤務日・連続的な休憩の付与」「生産削減」「生産時間の削減」「ひととじめられた一日勤務日の削減」「生産削減」「生産時間による削減」「強制や不快振舞」「女子の体

長時間労働者に対する健康確保措置

1 健康診断の実施 【労働安全衛生法第66条】

従来から存在する義務。

通常は年1回、深夜業務従事者は6か月に1回。

2, 3は、50人未満の事業場は無料で、稚内地域産業保健センターを利用できます。

2 健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者に対する医師の意見聴取【労働安全衛生法第66条の4】

現在の働き方で問題がないか、事業場が医師に意見を求める。

内容は、通常勤務／就業制限／要休業のどの区分に該当するかの意見を聞くことになる。

法違反が多い。

注：治療のための意見聴取ではないため、本人が医師と面接することまでは求めていません。

3 長時間労働者に対する医師の面接指導【労働安全衛生法第66条の8】

時間外労働と休日労働の合計時間が1か月あたり80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者に、事業場が、労働者本人を医師に面接させる。※管理監督者も対象です。

労働基準法上では労働時間規制の対象外とされている管理監督者なども対象となります。そのため、労働安全衛生法において、労働者（管理監督者などを含む。）に対する労働時間状況の把握義務が新設されました。【労働安全衛生法第66条の8の3】

中小企業に対する月60時間超の時間外労働の割増賃金率

令和5年4月1日から、月60時間超の時間外労働は割増賃金率が50%以上となっています。

注：いずれも業種・職種による適用除外はありません。自動車運転者も当然、適用になります。

(改正後) 令和5年4月1日施行 月60時間超の残業割増賃金率 大企業、中小企業ともに 50 %		
1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間) を超える労働時間		
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

賃金時効が5年（当分の間は3年）に延長されました。

(令和2年4月1日以降に支払われる賃金が対象)

△
以前（賃金時効2年）に比べ、
賃金不払残業（いわゆるサービス残業）に伴う
リスクは1.5倍に増えています。

年次有給休暇の年5日取得義務

労働基準法改正後の指導例です。

指導事項

- ① パート・アルバイト労働者であっても年次有給休暇は付与されます。
年10日以上付与され、年5日取得義務の対象となるパート・アルバイト労働者についても、年5日以上の年次有給休暇を取得させること。
- ② 年次有給休暇管理簿を、パート・アルバイト労働者を含めて作成すること。（3年間保存）
年次有給休暇管理簿に、基準日が記入されていないため、基準日も記入すること。

基準日

基準日：直近の、年次有給休暇の権利を付与した日。
原則、入社日から6か月後の月日が続きます。（年だけが変更になります。）

基準日を起算日とした1年間以内に、年5日取得させなければなりません。

※管理しやすくするため、統一基準日を設ける方法があります。

1. 働き方改革に関する法改正

2. 改善基準告示について

3. 改正の背景について

4. 改正の内容について

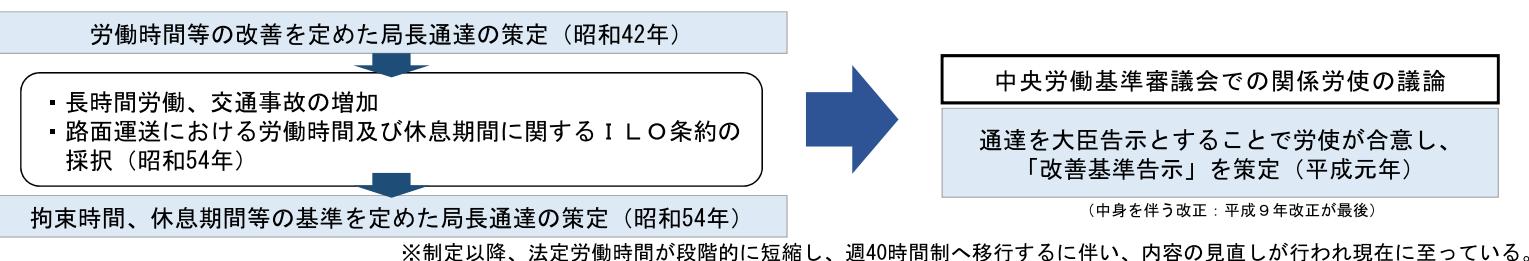
ひと、暮らし、みらいのために



「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）

- 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）は、タクシーなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性を踏まえ、すべての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間（始業から終業までの時間（休憩時間を含む））、休息期間（勤務と勤務の間の自由な時間）、運転時間等の基準を、平成元年に大臣告示として制定。

制定の経緯



主な内容

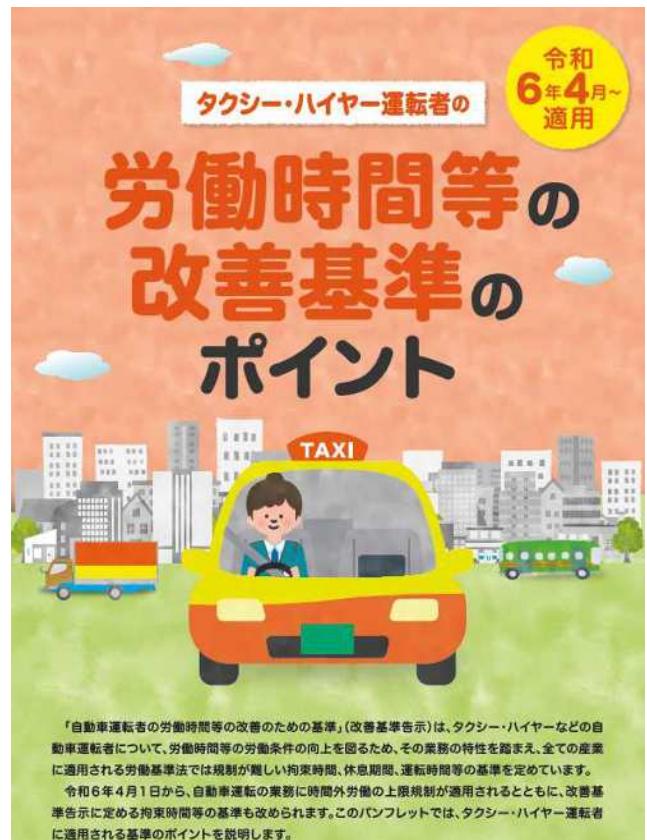
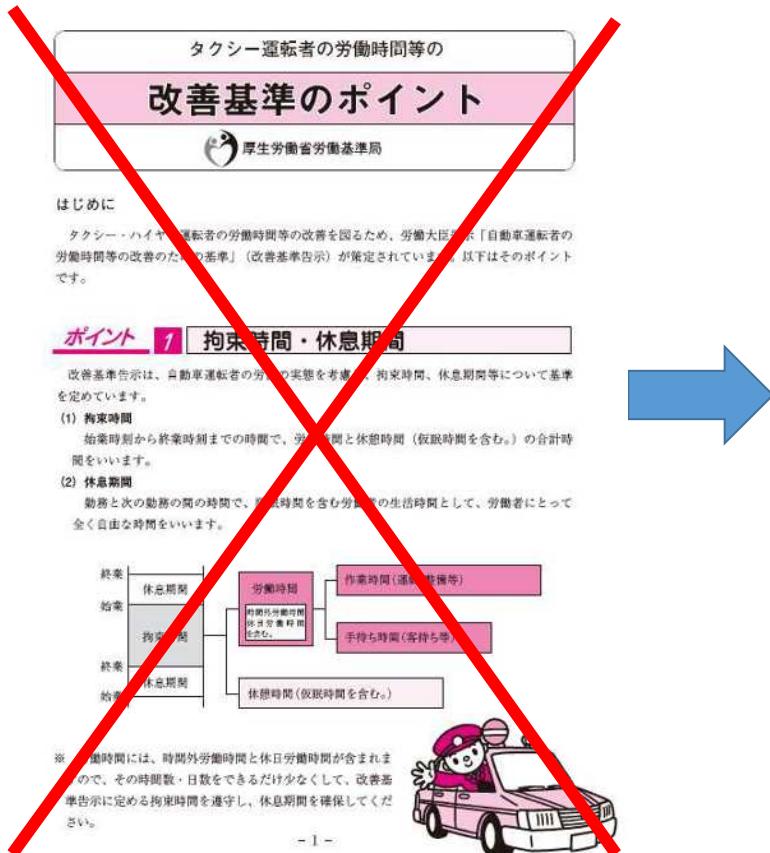
- 拘束時間【始業から終業までの時間（休憩時間含む）】：（1ヶ月）トラック…293時間、バス…4週平均1週65時間、タクシー…299時間（1日）トラック・バス・タクシー…原則1日13時間（最大16時間）
- 休息期間【勤務と勤務の間の時間】：原則として継続8時間以上
- 運転時間：トラック…2日平均1日9時間/2週間平均1週44時間、バス…2日平均1日9時間/4週間平均1週40時間
- 連続運転時間：トラック・バス…4時間以内

※その他、分割休息期間、2人乗務、隔日勤務、フェリー乗船の場合の特例有り。

施行

労働基準監督署	関係労使の自主的改善努力と労働基準監督官の臨検監督等による指導 (令和2年 自動車運転者を使用する事業場への監督指導…3,654件 改善基準告示違反率…51.5%)
国土交通省との連携	① 監督署と地方運輸機関との合同による監督・監査 ② それぞれの機関が把握した改善基準告示違反事案の相互通報

改善基準告示 のパンフレットが変わりました



12

改善基準告示の目的

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」

第1条

第1項 この基準は、自動車運転者（労働基準法第9条に規定する労働者であつて、四輪以上の自動車の運転の業務（厚生労働省労働基準局長が定めるものを除く。）に主として従事する者をいう。以下同じ。）の労働時間等の改善のための基準を定めることにより、**自動車運転者の労働時間等の労働条件の向上を図ることを目的とする。**

第2項 労働関係の当事者は、この基準を理由として**自動車運転者の労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上に努めなければならない。**

第3項 使用者及び労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者は、…時間外・休日労働協定（36協定）をする場合において、次の各号に掲げる事項に十分留意しなければならない。

第一号 （略） ※原則：月45時間以内、年360時間以内

第二号 （略） ※例外：年960時間以内

第三号 前二号に掲げる事項のほか、**労働時間の延長及び休日の労働は必要最小限にとどめられるべきであること**（以下略）

13

改善基準告示の対象者について

「労働時間等の改善基準のポイント」
パンフレット p 2

〈改善基準告示の対象者〉

改善基準告示の対象者は、労働基準法第9条にいう労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）であって、四輪以上の自動車の運転の業務に主として従事するものです。



- ・「自動車の運転の業務に主として従事する」とは？

「自動車の運転の業務に主として従事する」か否かは、個別の事案の実態に応じて判断しますが、実態として、物品又は人を運搬するために自動車を運転する時間が現に労働時間の半分を超えており、かつ当該業務に従事する時間が年間総労働時間の半分を超えることが見込まれる場合には、該当することとなります。



- ・自家用自動車の自動車運転者にも適用されます

改善基準告示は、運送を業とするか否かを問わず、自動車運転者を労働者として使用する全事業に適用されます。このため、自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。）の自動車運転者にも適用されます。

14

改善基準告示の対象者について

「労働時間等の改善基準のポイント」
パンフレット p 2

（参考）個人事業主等である運転者にも、実質的に遵守が求められます

- ・労働基準法第9条にいう労働者に該当しない個人事業主等は、改善基準告示の直接の対象とはなりません。
(※)
- ・他方、道路運送法^(※1)及び貨物自動車運送事業法^(※2)等の関連法令に基づき、旅客自動車運送事業者及び貨物自動車運送事業者は、運転者の過労防止等の観点から、国土交通大臣が告示で定める基準^(※3)に従って、運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない旨の規定が設けられており、その基準として、改善基準告示が引用されています。当該規定は、個人事業主等である運転者にも適用され、実質的に改善基準告示の遵守が求められるものであることから、これらの事業者等の関係者は、このことに留意する必要があります。

※1 昭和26年法律第183号

※2 平成元年法律第83号

※3 旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づく事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準
(平成13年国土交通省告示第1675号)

貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項の規定に基づく事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準
(平成13年国土交通省告示第1365号)

(※) 個人事業主等：国土交通省通達では、

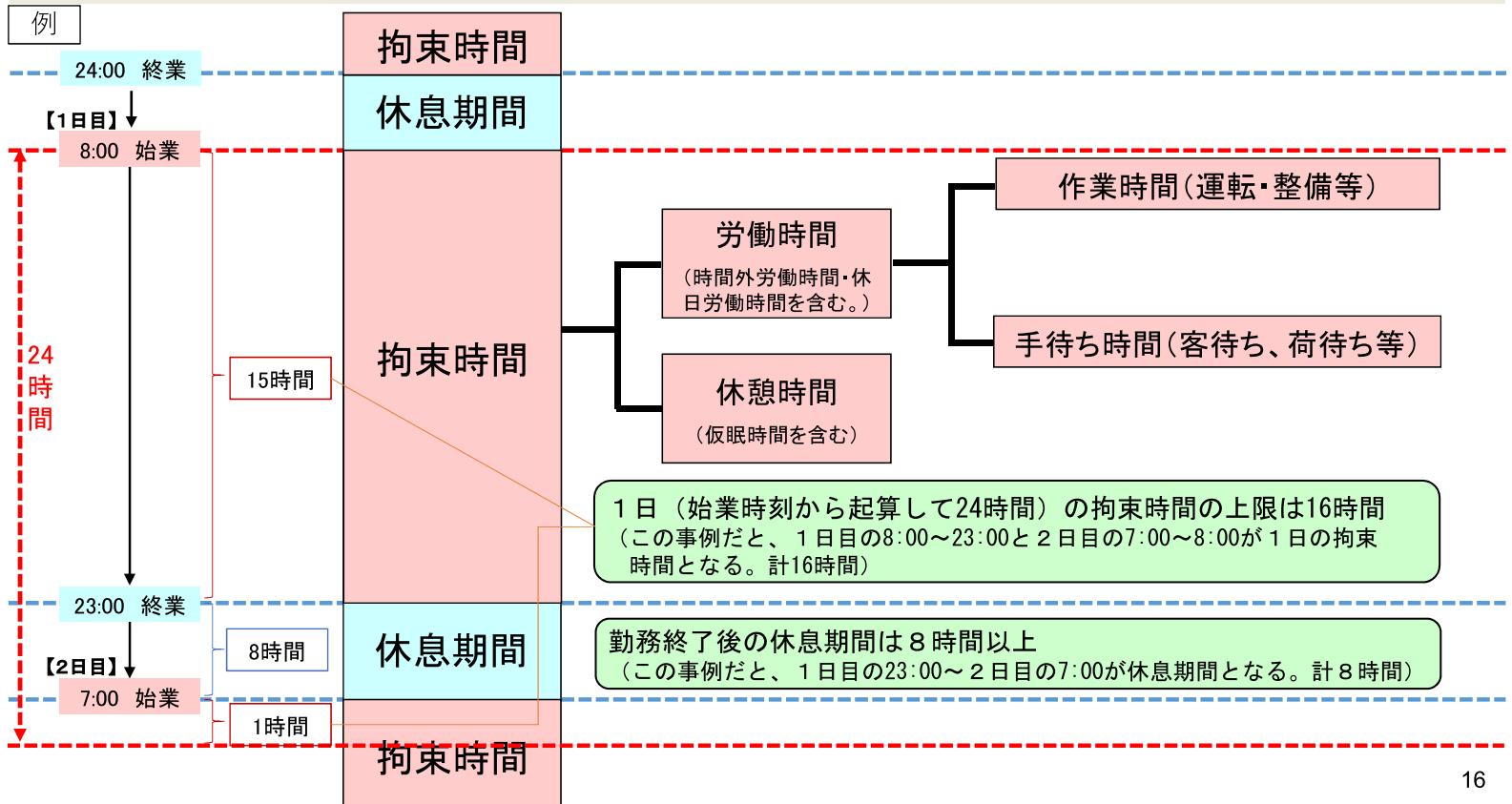
「個人事業主、同居の家族及び法人の業務を執行する役員など」とされている。

15

拘束時間と休息期間について

- ▶ 拘束時間とは、労働時間、休憩時間その他の使用者に拘束されている時間をいう。
- ▶ 休息期間とは、使用者の拘束を受けない期間をいう。

例



16

1. 働き方改革に関する法改正
2. 改善基準告示について
3. 改正の背景について
4. 改正の内容について



タクシー運転者の基礎統計

- タクシー運転者は、全産業平均だけでなく、運送業においても、他の業態と比べて年齢が高い傾向にある。
- タクシー運転者は、全産業平均と比べ、実労働時間数が長い傾向にある。
- タクシー運転者は、全産業平均と比べ、所定内給与額が低い傾向にある。

(「令和2年賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)を加工して作成)

	年齢	勤続年数	実労働時間数	所定内給与額 (月額) (千円単位切り捨て) (賞与等含まず)
全産業平均	43.2歳	11.9年	175時間	30万円
トラック	大型	49.4歳	11.8年	211時間
	中小型	46.4歳	10.0年	207時間
タクシー	59.5歳	10.2年	187時間	20万円
バス	51.8歳	12.3年	182時間	24万円

18

※10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所

過労死等の労災補償状況（令和2年度）

- 「道路貨物運送業」においては、令和2年度の脳・心臓疾患の労災請求件数（118件）、支給決定件数（55件）ともに、最も多くなっている。
- 「道路旅客運送業」においては、令和2年度の脳・心臓疾患の労災請求件数が20件となっている。（支給決定件数は2件）

(厚生労働省公表資料「令和2年度過労死等の労災補償状況」を加工して作成)

	業種(大分類)	業種(中分類)	請求件数
1	運輸業、郵便業	道路貨物運送業	118 (4) (36 (1))
2	サービス業(他に分類されないもの)	その他の事業サービス業	61 (9) (9 (1))
3	建設業	総合工事業	44 (0) (13 (0))
4	医療、福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	40 (23) (6 (2))
5	建設業	職別工事業(設備工事業を除く)	38 (0) (8 (0))
6	医療、福祉	医療業	27 (10) (7 (2))
7	建設業	設備工事業	26 (0) (9 (0))
8	宿泊業、飲食サービス業	飲食店	21 (3) (6 (0))
9	運輸業、郵便業	道路旅客運送業	20 (2) (3 (0))
9	卸売業、小売業	その他の小売業	20 (3) (6 (1))
11	製造業	食料品製造業	18 (5) (5 (1))
11	卸売業、小売業	各種商品小売業	18 (6) (4 (1))
13	製造業	輸送用機械器具製造業	17 (0) (6 (0))
13	情報通信業	情報サービス業	17 (2) (7 (0))
15	卸売業、小売業	飲食料品小売業	15 (4) (4 (0))

	業種(大分類)	業種(中分類)	支給決定件数
1	運輸業、郵便業	道路貨物運送業	55 (1) (19 (1))
2	卸売業、小売業	飲食料品小売業	16 (1) (6 (0))
3	建設業	総合工事業	12 (0) (6 (0))
4	建設業	設備工事業	11 (0) (3 (0))
5	宿泊業、飲食サービス業	飲食店	8 (1) (2 (0))
6	サービス業(他に分類されないもの)	その他の事業サービス業	7 (0) (0 (0))
7	製造業	食料品製造業	6 (1) (3 (0))
7	宿泊業、飲食サービス業	宿泊業	6 (1) (0 (0))
7	医療、福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	6 (5) (1 (1))
10	卸売業、小売業	各種商品小売業	5 (0) (1 (0))
10	卸売業、小売業	機械器具小売業	5 (0) (1 (0))
12	建設業	職別工事業(設備工事業を除く)	4 (0) (2 (0))
12	製造業	電気機械器具製造業	4 (0) (3 (0))
12	卸売業、小売業	飲食料品卸売業	4 (0) (1 (0))
15	漁業	漁業(水産養殖業を除く)	3 (0) (1 (0))
15	製造業	生産用機械器具製造業	3 (0) (2 (0))
15	卸売業、小売業	その他の小売業	3 (0) (0 (0))
15	サービス業(他に分類されないもの)	政治・経済・文化団体	3 (1) (1 (0))

19

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。2 ()内は女性の件数で、内数である。3 < >内は死亡の件数で、内数である。

脳・心臓疾患の労災認定基準

- ▷ 脳・心臓疾患の労災認定基準においては、「発症前1か月に概ね100時間または発症前2か月間～6か月間に、1か月あたり80時間を超える時間外労働が認められる場合」、業務と発症との関連性が強いと評価される。

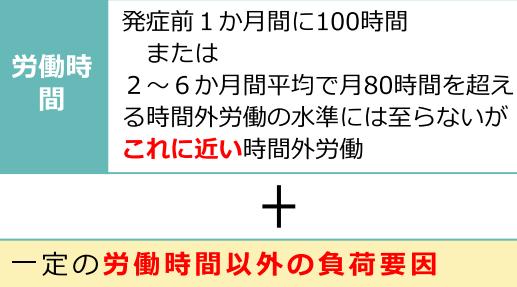
1 長期間の過重業務の評価にあたり、労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合評価して労災認定することを明確化しました

【改正前】

発症前1か月におおむね100時間または発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり80時間を超える時間外労働が認められる場合について業務と発症との関連性が強いと評価できることを示していました。

【改正後】（令和3年9月14日改正）

上記の時間に至らなかつた場合も、これに近い時間外労働を行つた場合には、「**労働時間以外の負荷要因**」の状況も十分に考慮し、業務と発症との関連性が強いと評価できることを明確にしました。



2 長期間の過重業務、短期間の過重業務の労働時間以外の負荷要因を見直しました

労働時間以外の負荷要因の見直しを行い、**赤字**の項目を新たに追加しました（令和3年9月14日改正）。

労働時間以外の負荷要因	拘束時間の長い勤務
	休日のない連続勤務
勤務時間の不規則性	勤務間インターバルが短い勤務 ※「勤務間インターバル」とは、終業から次の勤務の始業までをいいます
事業場外における移動を伴う業務	出張の多い業務 その他事業場外における移動を伴う業務
	心理的負荷を伴う業務 ※改正前の「精神的緊張を伴う業務」の内容を拡充しました
	身体的負荷を伴う業務
作業環境 ※長期間の過重業務では付加的に評価	温度環境 騒音

20

勤務間インターバルの短い勤務について

- ▷ 脳・心臓疾患の労災認定基準において、長期間（発症前おおむね6か月間）の過重業務の判断にあたっては、睡眠時間確保の観点から、勤務間インターバルがおおむね11時間未満の勤務の有無、時間数、頻度、連続性等について検討し、評価することとされている。

（「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」（令和3年9月14日基発0914第1号厚生労働省労働基準局長通達）より抜粋）

勤務間インターバルが短い勤務

勤務間インターバルとは、終業から始業までの時間をいう。

勤務間インターバルが短い勤務については、その程度（時間数、頻度、連続性等）や業務内容等の観点から検討し、評価すること。

なお、長期間の過重業務の判断に当たっては、睡眠時間の確保の観点から、**勤務間インターバルがおおむね**

11時間未満の勤務の有無、時間数、頻度、連続性等について検討し、評価すること。

脳・心臓疾患の労災認定基準における労働時間の評価

労働者の1日の生活時間と睡眠時間、労働時間との関係

(「脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会報告書（令和3年7月）」（厚生労働省）より抜粋）

- 日本の有業者の平均的な生活時間を調査した平成28年の社会生活基本調査（図4-5）によると、15歳以上の有業者の平日の睡眠時間は7.2時間、仕事時間は8.1時間、食事、身の回りの用事、通勤等の生活に必要な時間（食事等の時間）は5.3時間となっている。
- これを前提とすると、現時点においても、1日6時間程度の睡眠が確保できない状態は、1日の労働時間8時間を超え、4時間程度の時間外労働を行った場合に相当し、これが1か月継続した状態は、おおむね80時間（※1）を超える時間外労働が想定される。
- また、1日5時間程度の睡眠が確保できない状態は、1日の労働時間8時間を超え、5時間程度の時間外労働を行った場合に相当し、これが1か月継続した状態は、おおむね100時間（※2）を超える時間外労働が想定される。

(※1) 24時間から、生活を営む上で必要な睡眠（6時間）・食事等・仕事（法定労働時間8時間及び法定休憩時間1時間）を引いた時間数に1か月の平均勤務日数21.7日を乗じた概数。

(※2) 前記の睡眠を5時間として同様に算出した概数。

<平成28年社会生活基本調査>

(男女、15歳以上、有業者（主に仕事）、平日)

睡眠 7.2	食事等 5.3	仕事 8.1	余暇 3.4
--------	------------	-----------	-----------

(注) 1 食事等は、食事、身の回りの用事、通勤等の時間である。

2 余暇は、趣味・娯楽、休養・くつろぎ等の時間である。

図4-5 労働者の1日の生活時間

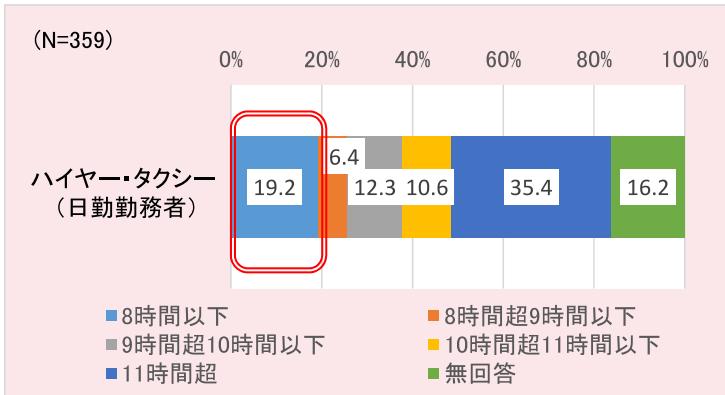
22

休息期間について（タクシー）

- 1日の休息期間について、「8時間以下」と回答した自動車運転者の割合は19.2%であった。
- 休息期間と睡眠時間の関係性として、「休息期間9時間以下」は6時間以下の睡眠、「休息期間9時間超～11時間以下」は5時間30分超～7時間以下の睡眠、「休息期間11時間超」は6時間30分超～8時間以下の睡眠の割合が高かった。

(令和2年度「自動車運転者の労働時間等に係る実態調査事業報告書」（厚生労働省）を加工して作成)

図表 103 休息期間



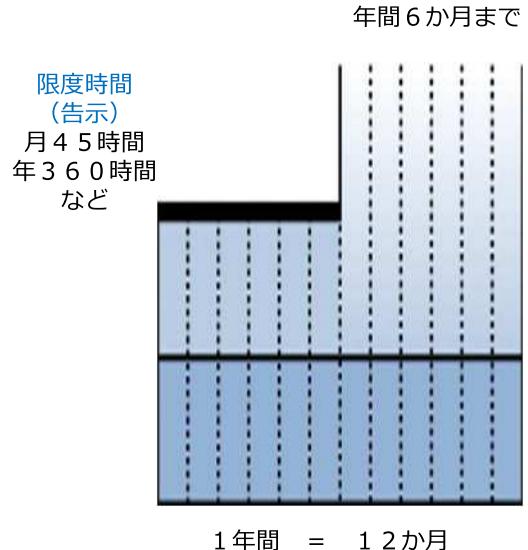
休息期間	睡眠時間									
	5時間 以下 (%)	5時間 超5時 間30 分以 下 (%)	5時間 30分 超6時 間以 下 (%)	6時間 超6時 間30 分以 下 (%)	6時間 30分 超7 時間 以下 (%)	7時間 超7時 間30 分以 下 (%)	7時間 30分 超8時 間以 下 (%)	8時間 超8時 間以 下 (%)	無回 答 (%)	
8時間以下	69	39.1	5.8	13.0	1.4	4.3	0.0	0.0	0.0	36.2
8時間超9時 間以下	23	13.0	13.0	43.5	4.3	17.4	4.3	4.3	0.0	0.0
9時間超10時 間以下	44	0.0	4.5	22.7	6.8	38.6	2.3	25.0	0.0	0.0
10時間超11時 間以下	38	10.5	5.3	23.7	0.0	34.2	5.3	21.1	0.0	0.0
11時間超	127	2.4	0.0	12.6	3.9	22.8	2.4	34.6	18.1	3.1

23

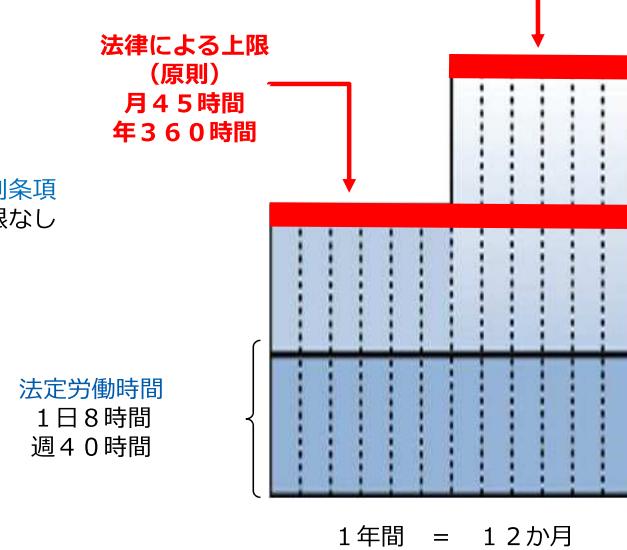
時間外労働の上限規制について

- 時間外労働の上限規制は、**月45時間、年360時間**を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも**年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）**、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度
- 自動車運転業務従事者の上限時間（臨時的な特別な事情の場合）は**年960時間**とし、将来的な一般則の適用について引き続き検討する旨を附則に規定。

法改正前



法改正後



法律による上限
(例外)

一般労働者

- 年720時間
- 単月100時間未満（休日労働含む）
- 複数月平均80時間（休日労働含む）
- 法律による上限（原則）を超えるのは年6か月まで



自動車運転者

- 年960時間のみ

24

適用猶予業種における時間外労働の上限規制

- 自動車運転者については、令和6年4月以降、年960時間の上限規制の適用を受ける。
- 一方、一般労働者に適用される、45時間超えの上限回数（6か月まで）、単月上限（100時間未満）、複数月平均上限（80時間以内）については適用がない。
→ ただし、この場合であっても、改善基準告示に定める拘束時間を遵守する必要がある。

【現在】

	一般労働者	自動車運転の業務	建設事業	医師	鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	新技術・新商品等の研究開発業務	
月	限度時間(原則)	45	-	-	-	45	-
	45時間超は6月まで	適用あり	-	-	-	適用あり	-
	単月上限(※)	100	-	-	-	-	-
	複数月平均上限(※)	80	-	-	-	-	-
年	限度時間(原則)	360	-	-	-	360	-
	上限	720	-	-	-	720	-

【令和6年4月～】

	一般労働者	自動車運転の業務	建設事業	医師	鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	新技術・新商品等の研究開発業務
月	限度時間(原則)	45	45	45	45	-
	45時間超は6月まで	適用あり	-	適用あり	-	-
	単月上限(※)	100	-	100 ^(注1)	100 ^(注2)	100
	複数月平均上限(※)	80	-	80 ^(注1)	-	80
年	限度時間(原則)	360	360	360	360	-
	上限	720	960	720	960 ^{(※)(注3)}	720

※ 休日労働も含む。

注1：災害の復旧・復興の事業は、単月上限100時間・複数月平均上限80時間の規制は適用されない。

注2：時間外・休日労働が月100時間以上となることが見込まれる者は、3・6協定に面接指導を行うこと等を定めることが必要。

注3：医業に従事する一般の医師にかかる基準（A水準）。休日労働を含む。

注4：B水準、連携B水準、C水準の指定を受けた医療機関で指定に係る業務に従事する医師にかかる基準。休日労働を含む。

面接指導、労働時間が特に長時間である場合の労働時間短縮措置、勤務間インターバルの確保等を3・6協定に定めることが必要。

25

働き方改革関連法の国会附帯決議事項

- ▷ 附帯決議において、過労死等の防止の観点から改善基準告示の見直しを求められている。

(下線及び赤字は労働基準局監督課)

参議院厚生労働委員会附帯決議（平成30年6月28日）

- 七、自動車運転業務の上限規制については、5年の適用猶予後の時間外労働時間の上限が休日を含まず年960時間という水準に設定されるが、現状において過労死や精神疾患などの健康被害が最も深刻であり、かつそのために深刻な人手不足に陥っている運輸・物流産業の現状にも鑑み、決して物流を止めてはいけないという強い決意の下、できるだけ早期に一般則に移行できるよう、関係省庁及び関係労使や荷主等を含めた協議の場における議論を加速し、猶予期間においても、実効性ある実労働時間及び拘束時間削減策を講ずること。また、5年の適用猶予後に一般則の適用に向けた検討を行うに当たっては、一般則の全ての規定を直ちに全面的に適用することが困難な場合であっても、一部の規定又は一部の事業・業務についてだけでも先行的に適用することを含め検討すること。
- 八、自動車運転業務については、過労死等の防止の観点から、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の総拘束時間等の改善について、関係省庁と連携し、速やかに検討を開始すること。また、改善基準告示の見直しに当たっては、トラック運転者について、早朝・深夜の勤務、交代制勤務、宿泊を伴う勤務など多様な勤務実態や危険物の配送などその業務の特性を十分に踏まえて、労働政策審議会において検討し、勤務実態等に応じた基準を定めること。

衆議院厚生労働委員会附帯決議（平成30年5月25日）

- 二、時間外労働の上限規制の適用が猶予される業務について、当該業務特有の事情を踏まえたきめ細かな取組を省庁横断的に実施して労働時間の短縮を図り、上限規制の適用に向けた環境の整備を進めること。特に、自動車運転業務については、長時間労働の実態があることに留意し、改正法施行後5年後の特例適用までの間、過労死の発生を防止する観点から改善基準告示の見直しを行うなど必要な施策の検討を進めること。

26

1. 働き方改革に関する法改正
2. 改善基準告示について
3. 改正の背景について
4. 改正の内容について



改善基準告示の改正内容 概要

令和6年
4月1日
適用

日勤

日勤か
隔勤か
?

隔勤

日 勤

【1か月の拘束時間】
▷ 288時間以内。

【1日及び2暦日の拘束時間・休息期間】

- ▷ 1日についての拘束時間は13時間以内。延長する場合であっても、最大拘束時間は15時間。
14時間を超える回数(※)をできるだけ少なくするよう努める。(※)「1週間について3回以内」を目安。
- ▷ 勤務終了後、継続11時間以上の休息期間を与えるよう努めることを基本とし、継続9時間を下回らない。

事業場は
車庫待ち特例
が適用可能か?

可能

労働者が
車庫待ち等の
就労形態か?

該当

【車庫待ち特例】

- ▷ 1か月の拘束時間は、労使協定により300時間まで延長可。
- ▷ 1日の拘束時間は、一定の要件を満たす場合(※1)24時間まで延長可。

※1 ①勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与える
②1日16時間超が1か月について7日以内
③夜間4時間以上の仮眠時間を与える(18時間超の場合)

隔 勤

【1か月の拘束時間】

- ▷ 262時間以内。(地域的事情等がある場合、年間6か月まで、270時間まで延長可。)

【1日及び2暦日の拘束時間・休息期間】

- ▷ 2暦日についての拘束時間は22時間以内、かつ、2回の隔日勤務を平均し1回当たり21時間以内。
- ▷ 勤務終了後、継続24時間以上の休息期間を与えるよう努めることを基本とし、継続22時間を下回らない。

事業場は
車庫待ち特例
が適用可能か?

可能

労働者が
車庫待ち等の
就労形態か?

該当

【車庫待ち特例】

- ▷ 1か月の拘束時間は、労使協定により270時間まで延長可。更に、一定の要件を満たす場合(※2)上記の時間に10時間を加えた時間まで延長可。
- ▷ 2暦日の拘束時間は、一定の要件を満たす場合(※2)24時間まで延長可。

※2 ①2暦日22時間超及び2回の隔日勤務の平均が21時間超の回数が1か月について7回以内
②夜間4時間以上の仮眠時間を与える

28

時間外労働の上限規制と改善基準告示（改正後、タクシー）について

時間外労働の上限規制（労働基準法）		改善基準告示（改正後、タクシー（日勤））	
一般則	自動車運転業務	時間外労働が可能な時間（※）	拘束時間
-	-	日 原則 4時間 最大 6時間	原則 13時間 最大 15時間 (14時間超は週3回以内)
限度時間 45時間	限度時間 45時間	月 - 93時間 (含・休日労働)	- 288時間
月平均 80時間 (含・休日労働) 単月 100時間 (含・休日労働)	-	年 -	-
限度時間 360時間	限度時間 360時間	年 -	-
上限 720時間	上限 960時間	年 1,116時間 (含・休日労働)	(年換算)3,456時間

※ 見直し後のタクシーの拘束時間を基に、時間外労働時間が可能な時間（一定の前提の下での平均値）を算出したものであることに留意。

所定労働時間8時間、休憩1時間と仮定して試算

$$(2,080 + 260) \div 12 = 195\text{時間} \leftarrow \text{この平均値との差を「時間外・休日労働が可能な時間」として算出}$$

改正後の改善基準告示の範囲内で勤務させても、時間外労働の上限規制を超える場合がある！

実際に時間外・休日労働が可能となる時間は、休憩時間や所定労働時間の設定、暦の巡り合わせ等により大きく異なりうる。

29

改正の内容（1か月の拘束時間、1日及び2暦日の拘束時間、休息期間）

【1か月の拘束時間】

	現行	改正後	
日勤	▷ <u>299時間</u> を超えない。	▷ <u>288時間</u> を超えない。	1時間減少
隔勤	▷ <u>262時間</u> を超えない。 ▷ 地域的事情等がある場合、年間6か月まで、 270時間まで延長可。	▷ (変更なし) ▷ (変更なし)	

【1日及び2暦日の拘束時間、休息期間】

	現行	改正後	
日勤	▷ 1日についての拘束時間は、 <u>13時間</u> を超えない。 <u>最大拘束時間は16時間</u> 。 ▷ 勤務終了後、 <u>継続8時間以上</u> の休息期間。	▷ 1日についての拘束時間は、 <u>13時間</u> を超えない。 <u>最大拘束時間は15時間</u> 。 14時間を超える回数（※）をできるだけ少なくするよう努める。 (※) 通達により、「1週間にについて3回以内」を目安とされている。 ▷ 勤務終了後、 <u>継続11時間以上</u> の休息期間を与えるよう努めることを基本とし、継続 <u>9時間</u> を下回らない。	1時間減少
隔勤	▷ 2暦日についての拘束時間は、 <u>21時間</u> を超えない。 ▷ 勤務終了後、 <u>継続20時間以上</u> の休息期間。	▷ 2暦日についての拘束時間は、 <u>22時間</u> を超えない。 2回の隔日勤務を平均し1回当たり <u>21時間</u> を超えない。 ▷ 勤務終了後、 <u>継続24時間以上</u> の休息期間を与えるよう努めることを基本とし、継続 <u>22時間</u> を下回らない。	1時間増加

30

改正の内容（休息期間の考え方）

現行

- 継続8時間以上の休息期間

改正後

- 継続11時間以上の休息期間を
与えるよう努めることを **基本**

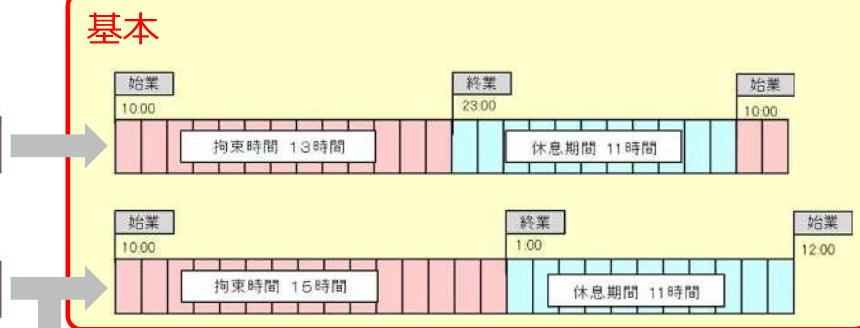
- 継続9時間を下回らない

【例】

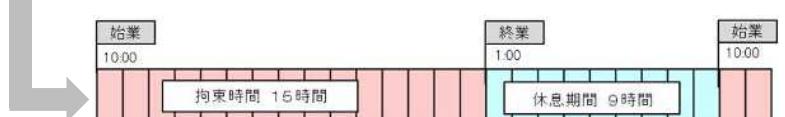


※「基本」である11時間以上の
休息期間が確保されるよう、
労使の自主的な改善に向けた
努力が必要とされる。

基本



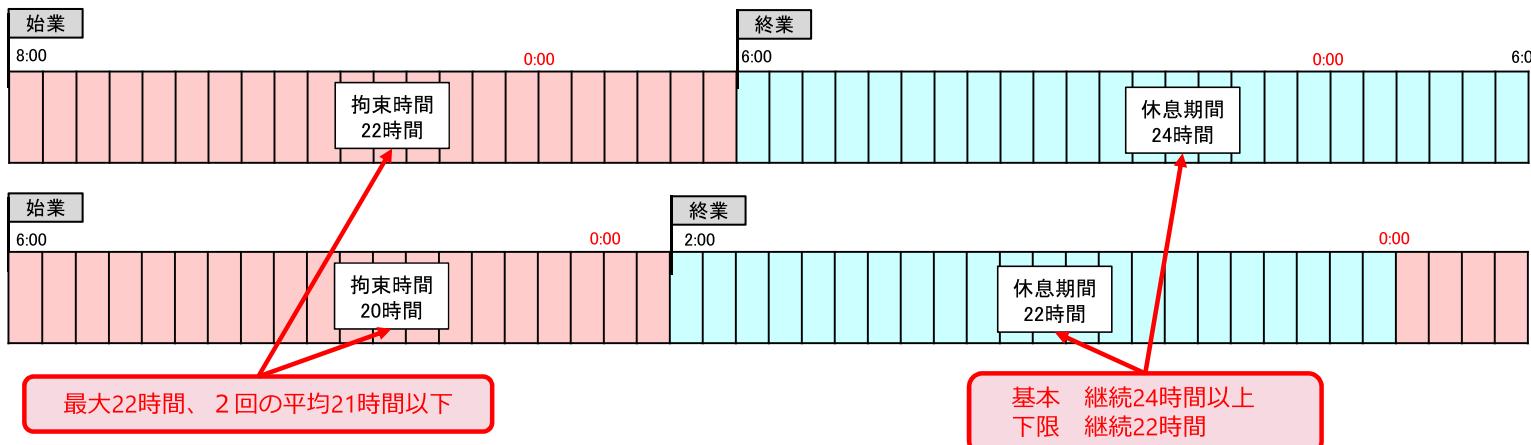
※上記のような勤務
になるよう自主的
な改善の努力が必要



31

改正の内容（2暦日の拘束時間、休息期間）

【例】2暦日の拘束時間、休息期間（隔日勤務、改正後）



※2暦日の拘束時間に係る改善基準告示違反について

下の図の「拘束Aと拘束Bの平均」と「拘束Bと拘束Cの平均」がいずれも21時間を超えた場合に違反となる。

違反なし	拘束時間A 20時間	休憩期間	拘束時間B 22時間	休憩期間	拘束時間C 21時間	休憩期間
違反あり	拘束時間A 21時間	休憩期間	拘束時間B 22時間	休憩期間	拘束時間C 21時間	休憩期間
違反なし	拘束時間A 22時間	休憩期間	拘束時間B 20時間	休憩期間	拘束時間C 22時間	休憩期間

32

改正の内容（車庫待ち等）

【車庫待ち等の自動車運転者】

	現行	改正後
日勤	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 労使協定により、1か月の拘束時間を<u>322時間</u>まで延長可。 ▷ 一定の要件を満たす場合、1日の拘束時間を24時間まで延長可。 	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 労使協定により、1か月の拘束時間を<u>300時間</u>まで延長可。 22時間減少 ▷ (変更なし) <p>(※) 車庫待ち等の自動車運転者とは、常態として車庫待ち、駅待ち形態によって就労する自動車運転者であり、就労形態について以下の基準を満たすもの。</p> <p>ア 事業場が人口30万人以上の都市に所在していないこと。 イ 勤務時間のほとんどについて「流し営業」を行っている実態でないこと。 ウ 夜間に4時間以上の仮眠時間が確保される実態であること。 エ 原則として、事業場内における休憩が確保される実態であること。</p>
隔勤	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 労使協定により、1か月の拘束時間を270時間まで延長可。 ▷ 一定の要件を満たす場合、1か月の拘束時間については上記の時間に<u>20時間</u>を加えた時間まで、2暦日の拘束時間については24時間まで延長可。 	<ul style="list-style-type: none"> ▷ (変更なし) ▷ 一定の要件を満たす場合、1か月の拘束時間については上記の時間に<u>10時間</u>を加えた時間まで、2暦日の拘束時間については24時間まで延長可。

33

改正の内容（休日労働、賃金制度等）

【休日労働】

現行	改正後
▷ 2週間について1回を超えない。	▷ (変更なし)

【賃金制度等に関する基準】

現行	改正後
【保障給】 ▷ 歩合給制度が採用されている場合は、労働時間に応じ、固定的給与と併せて通常の賃金の6割以上の賃金が保障されるよう保障給を定める。	▷ (変更なし)
【累進歩合制度の廃止】 ▷ 累進歩合制度（トップ給、奨励加給を含む。）については、長時間労働やスピード違反を極端に誘発するおそれがあり、交通事故の発生も懸念されることから、廃止すべきである。	▷ (変更なし)

34

改正の内容（例外的な取扱い（新設））

【例外的な取扱い（新設）】

【予期し得ない事象に遭遇した場合】

- ▷ 事故、故障、災害等、通常予期し得ない事象に遭遇し、一定の遅延が生じた場合には、**客観的な記録**が認められる場合に限り、**1日又は2暦日の拘束時間の規制の適用に当たっては、その対応に要した時間を除くことができる。**
1日又は2暦日の拘束時間の限度を超えた場合には、勤務終了後、継続11時間以上（日勤）、又は継続24時間以上（隔勤）の休息期間を与える。

(具体的な事由)

- ア 運転中に乗務している車両が予期せず故障した場合
イ 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航した場合
ウ 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖された場合、道路が渋滞した場合
エ 異常気象（警報発表時）に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となった場合

→<客観的な記録> ①+②が必要

- ① 運転日報上の記録（対応した場所、具体的な事由、該事象への対応を開始・終了した時刻、所要時間数）
② 予期し得ない事象の発生を特定できる客観的な資料
・修理会社等が発行する故障車両への修理明細書等
・気象庁ホームページ等に記載された異常気象等に関する気象情報等の写し
・（公財）日本道路交通情報センターのホームページに掲載された道路交通情報の写し
(渋滞の日時、原因が特定できるもの)

【適用除外業務】

- ▷ 改善基準告示の適用除外業務に、「一般乗用旅客自動車運送事業」において、災害対策基本法等に基づき、都道府県公安委員会から緊急通行車両であることの確認、標章及び証明書の交付を受けて行う緊急輸送の業務を加える。

35

予期し得ない事象の考え方について（タクシー）

- 事故、故障、災害等、通常予期し得ない事象に遭遇し（ア～エに掲げる場合に限る）、一定の遅延が生じた場合には、客観的な記録が認められる場合に限り、1日又は2暦日の拘束時間の規制の適用に当たっては、その対応に要した時間を除くことができるところとする。1日又は2暦日の拘束時間の限度を超えた場合には、勤務終了後、継続11時間以上（日勤）、又は24時間以上（隔勤）の休息期間を与えるものとする。

- ア 運転中に乗務している車両が予期せず故障した場合
- イ 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航した場合
- ウ 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖された場合、道路が渋滞した場合
- エ 異常気象（警報発表時）に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となった場合

（例）運転中に乗務している車両が予期せず故障した場合（ア）



- 拘束時間時間 ⇒ 16時間 - 2時間 = 14時間（1日の拘束時間の基準を満たす）
(ただし、賃金支払いの対象とすべき労働時間は、16時間 - 休憩時間)

考え方

- 予期し得ない事象に対応した時間について、1日又は2暦日の拘束時間から除くことができるが、1年・1か月の拘束時間から除くことはできない。
- 予期し得ない事象に対応した場合、勤務終了後は、継続11時間以上（日勤）、又は24時間以上（隔勤）の休息期間を与える必要がある。
- 予期し得ない事象に対応した労働時間についても、賃金支払いは必要である。

36

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準に 係る適用除外業務について

- 現行では、貨物自動車運送事業のみ、以下のとおり適用除外対象業務が定められている。
- 今回の改正により、タクシーにおいても下記1(1)の業務を適用除外対象業務とすることとされた。

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準に係る適用除外業務について（平成9年3月26日基発第201号）

1 適用除外対象業務

貨物自動車運送事業における次の業務とする。

- (1) 災害対策基本法及び大規模地震特別措置法に基づき、都道府県公安委員会から緊急通行車両であることの確認、標章及び証明書の交付を受けて行う緊急輸送の業務
- (2) 消防法に基づき、関係消防機関に移送計画を届け出て行うアルキルアルミニウム、アルキルリチウム及びこれらの含有物のタンクローリーによる運送の業務
- (3) 高圧ガス保安法に基づき、事業所の所在地を管轄する通商産業局に移動計画書を届け出、その確認を受けて行う可燃ガス、酸素、毒性ガス等の高圧ガスのタンクローリーによる運送の業務
- (4) 火薬類取締法に基づき、都道府県公安委員会に運搬に関する計画を届け出、運搬証明書の交付を受けて行う火薬、爆薬等の火薬類の運送の業務
- (5) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づき、運輸大臣の確認を受け、かつ、都道府県公安委員会に運送計画を届け出て行う核燃料物質等及び放射性同位元素等の運送の業務

2 上記1の業務に従事する期間を含む1か月の拘束時間及び2週間の運転時間の上限

上記1の業務に従事しない期間については改善基準が適用されるが、この業務に従事する期間を含む1か月の拘束時間及び2週間の運転時間の上限は次のとおりである。

- (1) 1か月の拘束時間については、次の式により計算した時間を超えないものとすること。

[(上記1の業務に従事した月の日数) - (上記1の業務に従事した日数)] ÷ (上記1の業務に従事した月の日数) × (上記1の業務に従事した月の拘束時間)

- (2) 2週間の運転時間の上限は、次の式により計算した時間を超えないものとすること。

[14 - (上記1の業務に従事した日数)] ÷ 14 × 88

3 届出書又はその写の備え付け等

上記1の業務を行うに当たっては、適用除外業務に該当することが明らかとなる関係法令に基づく各種行政機関への届出書又はその写を事業場への備え付け及び自動車運転者ごとの下記の業務に従事した期間が明らかとなる記録の整備が必要である。

また、上記1の業務に従事する期間の直前において改善基準に定める休息期間を与えなくてはならないことはもとより、当該業務に従事する期間の直後においても継続8時間以上の休息期間を与えることが要請されるものである。

37

緊急通行車両について

- ▶ 大震災等の大規模災害等が発生した場合、災害対策基本法等に基づく交通規制が実施され、車両の通行が禁止される。ただし、災害応急対策等に従事する車両は、緊急通行車両として都道府県公安委員会から確認を受けると、標章及び証明書が交付され、標章を車両に掲示することで規制区間を通行することができる。

緊急通行車両

災害対策基本法に定める緊急通行車両は、次に掲げるものである。

一 道路交通法第39条第1項の緊急自動車

(例) パトカー、救急車、消防車等

二 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両

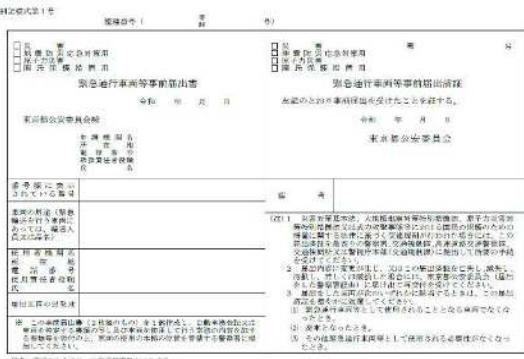
(例) 医師・歯科医師・医療機関等が使用する車両・医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両、患者等搬送用車両(特別な構造又は装置があるものに限る。)、建設用重機、道路開啓作業用車両又は重機輸送用車両、燃料を輸送する車両(タンクローリー)、路線バス・高速バス・電鉄車、一定の物資を輸送する大型貨物自動車等、空港ターミナルに登録される場合は、大型貨物自動車、事業用自動車等。

※ 交通容量に余裕が見られる場合は、大型貨物自動車、事業用自動車等

緊急通行車両に該当し、所定の要件を満たす車両については、事前に届出をすることができる。

あらかじめ審査を受けておくことで、災害発生後の混乱した状況でもスムーズに標章の交付を受けることができる。

緊急通行車両等事前届出書



標章



證明書

別記様式第4(第6条関係)		
第 一 号		
年 月 日		
緊 急 通 行 車両 種 認 紋 明 書		
知 事 ⑩		
公安委員会 ⑩		
番号標に表示されて いる番号		
車両の用途(緊急輸 送を行う車両にあつ ては、輸送人員又は 品名)		
使 用 者	住 所 () 局 番	
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

38

改正の内容（ハイヤー）

【ハイヤー(全面改正)】

現行	改正後
<ul style="list-style-type: none">▷ 時間外労働協定の延長時間は、1か月50時間、3か月140時間、1年間450時間の目安時間の範囲とするよう努める。▷ 特別な事情が生じたときに、目安時間を超える一定の時間まで労働時間を延長することができる旨を定める場合はこの限りでない。▷ 疲労回復を図る観点から、継続4時間以上の睡眠時間を確保するため少なくとも6時間程度は次の勤務に就かせない。	<ul style="list-style-type: none">▷ 時間外労働協定の延長時間は、1か月45時間、1年360時間を限度とし、臨時的特別な事情がある場合であっても、1年について960時間を超えないものとし、労働時間を延長することができる時間数又は労働させることができる休日の時間数をできる限り少なくするよう努める。▷ 必要な睡眠時間が確保できるよう、勤務終了後に一定の休息期間を与える。

改善基準告示の改正 まとめ

- 今回の改善基準告示改正は、**過労死等の防止**の観点から、**関係労使の代表の合意を受けて改正された。**
- 今回の改善基準告示改正により、
 - ・拘束時間・労働時間の規制は強くなった。
 - ・タクシー業界の実態に合わせて融通が利くようになった箇所もある。
(2回の隔日勤務を平均した拘束時間、事故・故障などの例外的な取扱いの新設等)
- 改正内容を順守することは当然必要であるが、それだけでは時間外労働の上限規制を超える場合がある。
そのため、「原則」の拘束時間が確保されるよう、これまで以上に労使の自主的な改善に向けた努力が必要である。

40

自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

自動車運転者の長時間労働改善に向けたさまざまな情報を発信します！

自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

トラック・バス・タクシーなどの運転者は、物流や生活交通を支える存在です。一方で、こうした自動車運転者は、業務の特性や取引上の慣行などから、労働時間が長くなる実態が見られ、働く方の健康と安全を守る働き方改革が急務です。本サイトでは、2024年（令和6年）4月からの自動車運転者への時間外労働の上限規制の適用に向けて、皆さまの働き方改革に役立つ様々な情報を発信していきます！

● トラック運転者



<主な掲載情報>

改善事例
特別相談センター
簡単自己診断
情報いろいろ宝箱
改善ハンドブック
各種統計
(運転者の仕事をしってみよう)



● バス運転者



<主な掲載情報>

改善事例
情報いろいろ宝箱
改善ハンドブック
各種統計
(運転者の仕事をしってみよう)

● ハイサー・タクシー運転者



<主な掲載情報>

改善事例
情報いろいろ宝箱
改善ハンドブック
各種統計
(運転者の仕事をしってみよう)

● 掲載コンテンツ

● 改善基準告示特設ページ（トラック、バス、ハイサー・タクシー毎に掲載します）

2024年（令和6年）4月から自動車運転者への時間外労働の上限規制の適用に合わせて、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）が新しくなります

改善基準告示とは？

改善基準告示が何のために制定されたか？、制定の経緯は？、改正の詳しい推移は？などを掲載しています！

改善基準告示のポイント

改善基準告示の改正内容について、トラック、バス、ハイサー・タクシーそれぞれのポイントを掲載しています！

改善基準告示関係資料

改善基準告示の告示全文や、関連通達を掲載！

改善基準告示のQ&A

2024年（令和6年）4月以降の改善基準告示について、Q&A形式で解説！

● 改善事例

改善事例では、自動車運転者（トラック、バス、ハイサー・タクシー）の長時間労働改善に向けた事業者の取組をご紹介しています。

・社内制度や勤務体制等の改善事例
・ICT機器導入による効率化の改善事例
・人材確保・育成等による改善事例
・その他の取組事例 etc

● 情報いろいろ宝箱

情報いろいろ宝箱では、自動車運転者（トラック、バス、ハイサー・タクシー）の長時間労働の改善に活用できるさまざまな情報や、トラック、バス、ハイサー・タクシーをご利用される皆さまに知っていただきたい情報を掲載しています。

・利用者の皆さまへ
・事業者の皆さまへ

● 各種統計

（運転者の仕事をしってみよう）

各種統計（運転者の仕事をしってみよう）では、自動車運転者（トラック、バス、ハイサー・タクシー）の労働時間や賃金、女性運転者の状況等、さまざまな統計情報を掲載しています。

・有効求人倍率、平均年齢、女性の進出状況、年間労働時間、年間所得、etc

● 改善ハンドブック

改善ハンドブックでは、自動車運転者（トラック、バス、ハイサー・タクシー）の労働時間管理の考え方や、改正改善基準告示のポイント解説、長時間労働改善に向けた事業者の取組例、関係法令、各種ガイドライン等の情報を掲載しています。